

福島県経営者協会連合会長 様

拝 啓

時下、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

厚生労働省福島労働局では、採用選考時の応募者の基本的人権を尊重し、広く応募の門戸を開くとともに、適性・能力に基づく公正な選考が図られるよう、これまで県内事業主の皆様に対する啓発を重ねて参りました。

県内事業主の皆様のご理解が進む一方で、依然として一般求職者、新規学校卒業者等の採用選考の過程において、家族構成や家族の職業を質問したり、合理的・客観的に必要性が認められない健康診断を実施したりするなどの不適正な事象も見られます。

採用選考は応募者の適性・能力のみを基準として公正に行っていただくものであり、本籍・出生地・家族・住宅環境に関することなど本人に責のない事柄や、思想信条など本来自由であるべき事柄は選考の基準とすべきではありません。

また、将来の産業及び社会を担う青少年の雇用機会の確保の観点からも、雇用対策法第7条及びこれに基づく指針により、事業主が青少年の有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善等を図るため講ずべき措置が定められています。

このため、厚生労働省では、先般、別添（写）のとおり国内の主要経済・業種別 448 団体の代表者に対し、公正な採用選考の実施について要請を行いました。

つきましては、貴団体におかれましても上記の趣旨をご理解いただき、傘下各企業において公正な採用選考システムの確立が図られますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

敬 具

平成29年3月15日

厚生労働省福島労働局長  
島 浦 幸 夫

